News Release



平成 28 年 7 月 13 日 電力・ガス取引監視等委員会

「電力の小売営業に関する指針」の改訂に関して建議いたしました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、「電力の小売営業に関する指針」について電力の適正な取引の確保を図るため改訂の必要があると認められることから、電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、経済産業大臣に対して建議致しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

本指針は、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者が電気事業に参入することを踏まえ、関係事業者が電気事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものであり、これによって、電気の需要家の保護の充実を図り、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにするとともに、電気事業の健全な発達に資することを目的とし、平成28年1月に制定されました。

今般、小売全面自由化前後の状況や、本指針等に係る取組状況調査の結果及び電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合における本年4月以降2回にわたる議論等を踏まえ、本指針の改訂について審議を行いました。更に、広く国民の皆様から御意見をいただくため、本指針の改定案について本年6月1日から6月30日にかけて、パブリックコメントを募集したところ、計32通の意見が寄せられました。意見を踏まえ、本日の第41回電力・ガス取引監視等委員会における検討を経て、電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の13第1項の規定に基づき、同指針の改訂について、経済産業大臣に建議いたしましたのでお知らせいたします。

2. 添付資料

○「電力の小売営業に関する指針」の改訂に関する建議について

3. 参考

〇第41回電力・ガス取引監視等委員会 配布資料

http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/041_haifu.html

(本発表資料のお問い合わせ先) 電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引監視課長 佐合 担当者:曽根、鈴木、間瀬 電 話:03-3501-1511(内線 4381~4) 03-3501-1552(直通)